

令和元年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件（同年11月7日言渡し）

判 決 要 旨

名古屋高等裁判所民事第4部

- 1 公職選挙法の平成30年改正による定数配分規定（本件定数配分規定）の下で令和元年7月21日に施行された参議院議員通常選挙（本件選挙）において、投票価値の選挙区間の最大較差は、福井県選挙区と宮城県選挙区との間の3.00倍であった
- 2 本件選挙の効力に係る判断の枠組みは、次のとおりである。
  - (1) 参議院の選挙制度の仕組みにつき、社会的、経済的変化の激しい時代にあって不断に生ずる人口変動の結果、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至る。
  - (2) また、いかなる具体的な選挙制度によって、二院制を定める憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、国会の合理的な裁量に委ねられている。
  - (3) そして、具体的な選挙制度の仕組みを定めるに当たって、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、都道府県の意義や実体等を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。
- 3 判断の枠組みに関する原告らの主張について
  - (1) 原告らは、憲法は人口比例選挙を要求していると主張する。

しかし、憲法は投票価値の平等を要求すると同時に、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、選挙制度が国会の裁量権の行使として合理性を有するものである限り、そ

れによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

- (2) 原告らは、参議院議員選挙における投票価値の較差は、衆議院議員選挙における投票価値の較差を上回れば、違憲であると主張する。

確かに、国政の運営における参議院の役割は重要なものであって、これを衆議院より軽いものとみることはできない。しかし、いかなる具体的な選挙制度によって、参議院に多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させる等の憲法の趣旨を実現しつつ、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、国会の合理的な裁量に委ねられている。参議院議員選挙における投票価値の較差が、衆議院議員選挙における較差を上回ることから、その選挙区割りが違憲であるということとはできない。

#### 4 本件選挙について

平成30年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめた平成27年改正の帰結を維持するとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。これによれば、本件定数配分規定は、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものではなく、本件選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものということとはできない。

#### 5 本件選挙の違憲状態に関する原告らの主張について

原告らは、平成29年の最高裁大法廷判決の判断を前提としても、本件選挙までの間に較差是正のための抜本的な改正がされなかったことから、本件選挙は違憲状態であると主張する。

しかし、参議院では、平成29年2月以降、専門委員会等において、ブ

ロック選挙区制や、議員定数の奇数配当の導入という抜本的な改革案も検討されたものの、各党派が一致する結論を得ることができなかったこと、また、平成27年改正の際、20県10合区案も提出されたものの、4県2合区とする平成27年改正法が成立したという経緯、現在も合区となった4県が合区の早期解消を求めるなど地方自治体が合区に根強い反対の意思を示していること、合区の弊害もあることから、更に合区を進めることにより較差の是正を図ることが容易ではなかった。このような状況において、更なる投票価値の較差の是正を進める平成30年改正法が成立した上、附帯決議において、今後も憲法の趣旨や参議院の役割や在り方も踏まえて、選挙制度改革を引き続き検討する旨決議がされている。

そうすると、平成30年改正法の内容は選挙制度の更なる抜本的な改正というにはほど遠く、平成27年改正法の附則において国会が国民に示した抜本的改正に向けての決意が実現されてはいないといわざるを得ないものの、そのことから、平成30年改正が更なる較差の是正を指向するとみることができないとまではいえず、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったということとはできない。